

富山大学理学部後援会規約

平成16年12月 1日制定
平成17年11月18日改正
平成18年 6月 1日改正
令和 6年 6月15日改正

(趣 旨)

第1条 本会は、富山大学理学部後援会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、理学部在学生の保護者等並びに支援協力者と理学部との連絡を密にすると共に、学生の教育活動及び就職活動等を支援することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保護者等と理学部との緊密な連絡を図るための事業
- (2) 学生の教育活動を支援するための事業
- (3) 学生の就職活動を支援するための事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 理学部学生の保護者等
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する者

(入退会)

- 第5条 本会への保護者等の入退会は、学生の入学時をもって入会し、卒業時に退会するものとする。
- 2 3学年に編入学する学生の保護者等については、学生の編入学時をもって入会し、卒業時に退会するものとする。
 - 3 賛助会員の入退会は、申し出によるものとする。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理 事 保護者等各学年2名、学部長、教員6名、賛助会員2名
 - (4) 監 事 2名
- 2 前項第3号役員のうち、保護者等理事は、総会において当該学年の正会員のうちから選出する。
- 3 第1項第3号役員のうち、教員理事6名は、学部長が推薦した各プログラム教員1名をもって充てる。
- 4 第1項第3号役員のうち、賛助会員理事2名は、総会において賛助会員のうちから選出する。
- 5 第1項第4号役員は、総会において正会員のうちから1名選出し、他の1名は、学部長が推薦した教員をもって充てる。
- 6 第1項第3号で選出された理事の中から、理事の推薦により、総会において、会長1名、副会長2名を選出するものとする。ただし、副会長のうち1名は正会員から、他の1名は教員理事から選出する。

(職 務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め定めた順序によりその職務を代行する。
 - 3 理事は、会務を処理する。
 - 4 監事は、会計を監査する。

(任 期)

- 第8条 会長、副会長、監事の任期は、2年とし、再任は2期目までとする。
- 2 保護者等理事の任期は、その学生の在学期間とする。
 - 3 教員理事の任期は、1年とし、再任は2期目までとする。
 - 4 賛助会員理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(総会及び理事会)

第9条 本会に、総会及び理事会を置く。

(総 会)

- 第10条 総会は、毎年1回定期総会を開く。ただし、必要があるときは、随時総会を開くことができる。
- 2 総会は、会長が召集し、その議長となる。
 - 3 総会の議決は、出席会員の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長が決する。
 - 4 総会は、インターネット上において開催されるものも有効とする。

(審議事項)

第11条 定期総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び事業計画の承認
- (2) 決算及び事業報告の承認
- (3) 会長、副会長及び監事の承認
- (4) 本規約の改廃
- (5) その他理事会が決定した重要事項

(理事会)

第12条 理事会は、随時これを開く。

2 理事会は次の事項を立案、審議し、事業を執行する。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業報告及び決算
- (2) 会長、副会長及び監事の推薦
- (3) 本規約の改廃
- (4) その他、本会の事業目的を達成するために必要な事項

(事業経費)

第13条 本会の事業経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費及び寄付金)

- 第14条 正会員は、会費2万円を入学時に一括して納めるものとする。ただし、編入学生の会員は、会費1万円を入学時に一括して納めるものとする。
- 2 賛助会員は、会費一口5千円で、一口以上を納める。
 - 3 既納の会費は、返納しない。
 - 4 寄付金は、随時これを受け付けるものとする。

(予算、決算)

第15条 予算及び決算は、理事会及び総会の承認を経なければならない。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約改正)

第17条 本規約の改正は、総会の議決を経なければならない。

(事 務)

- 第18条 本会の事務は、富山大学理学部において処理する。
- 2 会員への案内、連絡、意見聴取等にはホームページ及び電子メールを使用することができる。
 - 3 本会の事務所は、富山大学理学部内に置く。

附 則

- 1 この規約は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この規約施行による在学生の保護者等の入会については、第4条の規定にかかわらず、本規約の施行日をもって入会するものとする。
- 3 この規約施行による在学生の保護者等会員の会費については、第14条の規定にかかわらず、2年生の保護者等会員は1万5千円、3年生の保護者等会員は1万円を、本規約の施行日から3ヶ月以内に、一括して支払うものとする。
- 4 理学部同窓会員からの寄付金の依頼については、後援会設立時および一定の期間毎に、その都度理事会において立案し、総会の議決を経て実施するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成17年11月18日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和6年6月15日から施行する。